

入園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人 豊橋みなみ福祉会

杉山保育園

〒441-3302 豊橋市杉山町字御園1番地の4

TEL 0532-23-0140

FAX 0532-23-2295

入園おめでとうございます

保育園は保護者の方の就労などのため、お子さんの保育を必要とする時に保護者の方にかわって保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。

子どもの最善の利益を考慮し、家庭との親密な連携のもとに子どもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して養護及び教育を一体的に行い、子どもにとって最もふさわしい生活の場となるように、国の定める保育の基本方針「保育所保育指針」に基づき、日々保育をすすめています。

子どもにとって「楽しい保育園」であるとともに、保護者の皆様には「安心して子どもが過ごせる保育園」であることを大切にしています。

【 保育の目標 】

心身ともにたくましく、
よく遊ぶ子ども
(明るく 素直な子・思いやりのある子)



【杉山保育園の特色】

豊橋の南西部に位置し、周囲には小学校や神社が隣接する緑に囲まれた静かな環境にあります。

広い園庭では、子ども達が異年齢児との関わりを大切にしながら四季折々の自然に触れ、豊かな感性を育てています。



【 保育時間等 】

1 月曜日～金曜日

(1) 保育短時間＝おおむね 8 時間（午前 8 時～午後 4 時）

7:30	8:00	16:00	16:30	18:30
	通常保育		時間延長保育	

◎「延長保育利用申込書」※の提出

(2) 保育標準時間＝おおむね 11 時間（午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分）

7:30	8:00	16:00	16:30	18:30
	通常保育			

◎「長時間利用申込書」の提出
（午後 4 時を超える保育の場合）

2 土曜日

保育短時間・保育標準時間

7:30	8:00	12:30	13:00
	通常保育		



※延長保育を希望される場合は、「延長保育利用申込書」を提出してください。

申込書は事務室にあります。延長保育料は 1 日 150 円（豊橋市内同一）です。

※園の利用は、就労時間などにより、実際に保育が必要な時間のみとなります。

お仕事が終わり、お迎え可能な時間となりましたら、速やかにお迎えに来ていただくようお願いいたします。

【 休園日 】

1. 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、日曜日、年末年始
2. その他、保育園が指定したとき



【 ならし保育 】

新入園児につきましては、入園後一週間をめやすに保護者の方と話し合い、一人一人の様子に合わせた内容で、保育時間・日数等を配慮してならし保育を行います。

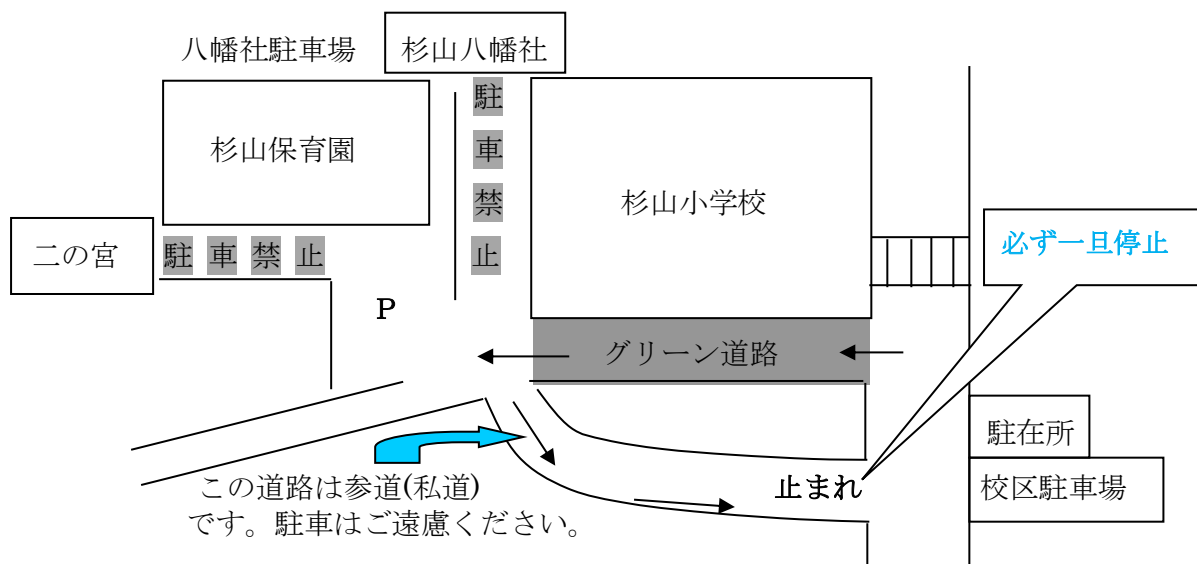
【 園児の送迎 】

1. 安全対策体制の為、行事日以外は正門は閉まっています。平常日の送迎は通用門、横門から出入りしてください。送迎時以外は閉まっていますので、職員玄関よりお願いします。
2. 園児の登園は午前 9 時までにお願ひします。登園時間が遅れたり、欠席の場合は午前 9 時まで連絡をお願いします。なお、迎えがいつもより早くなったり遅くなる場合も、事前にご連絡ください。
3. 登園時は必ずお子さんを保育士に預ける際、連絡がありましたら伝えてください。
4. 送迎する人は、出来るだけ特定の人に決めてください。他の人が迎えに来られる場合は、必ず事前に保育園にお知らせください。連絡がない場合、保護者の方と確認がとれるまでお子さんをお渡しできないこともあります。また、小中学生の送迎は特別な事情を除きご遠慮ください。
5. 降園時に駐車場が大変混雑いたします。お子さんをお連れになったら、園庭で遊ばず速やかに帰りましょう。

◆ 送迎時の車の乗り入れ方向について

小学校周辺が通学路となっています。登降園送迎時は歩行者・園児の安全を考え、申し合わせ事項として、車の通行方向を決めていますのでご協力をお願いいたします。

園児を送迎する方への周知にもご協力ください。



- ◎ シートベルトおよび、チャイルドシートは必ずつけてください。
- ◎ 大人が子どもの手本となるよう、交通ルールを守り事故防止に心がけましょう。
- ◎ 登降園送迎時、車の乗り入れや横断、駐車場での事故防止には保護者の方が責任を持ってお子さんを誘導してください。
- ◎ 一時駐車でも車上狙いに十分気をつけてください。(ドアロックを忘れずに！)
- ◎ 自転車での送迎の際には、お子さんにヘルメットを着用させましょう。

《交通安全クラブ》

当園には、父母の会を中心とした「杉山交通安全クラブ」があります。園児と保護者・職員で親子交通安全教室を行い、園児の事故防止に努めています。



【 連 絡 】

1. 携帯メール連絡網『きずなネット』

お手元の携帯電話にメールアドレスを登録していただくことによって、園から行事や保育についてのお願い、災害時の緊急連絡、不審者情報、父母の会連絡などが届きます。また、お子さんの欠席・遅刻・早退については、きずなネット「欠席連絡システム」を使って連絡ができます。(電話で直接連絡いただいても結構です。)

2. 毎月「園だより」「献立表」「パクパク・すくすくだより」「クラスだより」は『きずなネット』に添付しますのでご覧ください。(希望される方には手紙をお渡しします)

また、連絡等を園内掲示板に掲示する場合がありますので、送迎時にご覧ください。

3. 保護者の勤務先または連絡先は、病気・その他急用の時などの連絡に必要となります。勤務先、転居等の変更の場合は、速やかにご連絡ください。

4. 転居等で退園・転園するとき・支給認定の内容に変更がある場合は、前月 20 日までに届け出が必要となります。様式は、市役所ホームページよりダウンロードできます。保育園に申し出ていただき、提出してください。

【 持ち物 】

毎日持ってくるもの

区 分	0～1歳児	2歳児	3～5歳児	備 考
食事用エプロン	1枚	1枚		どんなタイプでもよいです。
手拭タオル	1枚	1枚	1枚	ループ付
水筒	毎日お茶を入れて持ってきてください			自分で開閉できるもので
ビニール袋	4～5枚	4～5枚		汚れ物を入れます
出席ブック	健康調べと兼ねます	出席したらシールを貼ります。身体測定結果なども記入します		
健康調べ	毎日連絡事項を記入してください			
健康チェック表			毎日	毎朝記入してください
歯ブラシ うがいコップ			毎日	巾着袋に入れて用意してください
ハンカチ ティッシュ			毎日	
上 靴		9月頃から 使用予定	サイズの 合った物	週末には持ち帰り 洗濯をお願いします
紙おむつ 紙パンツ	5～6枚	必要に応じて	必要なら2回 分くらい	子どもさんに合わせて 用意してください
おしりふき	1パック			
布パンツ	必要に応じて	必要に応じて	1～2枚	常時保育園に置いて おきます
下着（肌着）	3枚	2枚	1～2枚	
上 着	3枚	2枚	1～2枚	着脱しやすく、動きやす いものでお願いします （フードなし）
ズボン（長・ 短）	3枚	3枚	1～2枚	
カラー帽子	毎日 <small>（0歳児は、被りなれた もので良い）</small>	毎日	毎日	洗濯し清潔にして毎日持っ てきてください

※キーホルダーなどは安全性の欠けるため、カバンに付けないよう、ご協力をお願いします。

※全ての持ち物には必ずはっきりと名前を書いてください。

※上記の表は目安です。季節やお子さんの発達に合わせて調節してください。

また、使用したら補充をお願いします。

【 午睡用品 】

その年の気候にもよりますが、年齢によって午睡開始・終了日が異なります。

午睡開始は乳児は一年中、年少は4月当初から、年中は5月中旬、年長は5月下旬より
予定しています。

午睡終了は年長9月上旬、年中9月中旬、年少10月上旬予定です。

・敷布団・掛布団（季節によってタオルケットを用意・枕は不要）

・布団は、月曜日に持ってきて、金曜日に持ち帰ります。



【 健 康 】

1. 早寝、早起き、朝の排便は、子どもの身体のリズムを整え一日気持ちよい生活を維持するために大切なことであり、健康でいきいきした子どもの基盤づくりです。
2. お子さんの健康状態に異常があった場合は、必ず登園時にお知らせください。
お子さんの様子を、乳児組は「健康調べ」、幼児組は「健康チェック表」に毎朝記入していただき、担任が確認します。

健康調べ

月		日	曜日
家庭から		保育園から	
食 事	無・有 (食べたもの)	AM おやつ	全量 ・ 半量 ・ 少量
睡 眠	時 分～ 時 分	給 食	全量 ・ 半量 ・ 少量
排 泄	(前日・朝) 排便の状態	PM おやつ	全量 ・ 半量 ・ 少量
外 傷	無・有 ()	排 便	回 便の状態
検 温	時 分 (度)	外 傷	無・有 ()
お迎え	父・母・祖母・その他 ()	睡 眠	時 分～ 時 分
	時間 時 分	健康状態	良 好 ・ ()
家庭での様子		園での様子	

健康チェック表

月

異常がなければ○異常があれば×と記入してください

日	検温	咳 鼻水	便の 状態	食欲	睡眠	担任	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

< 0. 1. 2歳児用 >



< 3. 4. 5歳児用 >

3. 健康診断(年2回 5月、10月)、歯科健診(年1回 6月)、
検尿検査 幼児組のみ(年 1回)、身体測定(毎月)をします。
4. 保育中に怪我をしたり、体調不良などの症状が出た場合には保護者の方に連絡し、迎えに来ていただくことがあります。発熱は38度を目安としますが、発熱だけでなく全身症状等でも判断します。ご理解ください。また、感染症流行時には、状況をメールや掲示でお知らせします。症状がある場合は、早めに医療機関を受診し、連絡をお願いします。
5. 感染症疾患の場合
◎学校保健法に準じ感染性のある病気にかかった時は、登園を停止しなければならないことになっています。保育園に連絡してください。(P.7を参照)
登園については医師の指示に従ってください。保育園は集団生活の場所なので、お子さんの病後の状態や、他児への影響が心配されるような場合には、家庭での保育をお願いすることがあります。
6. 薬は、基本的には家庭で飲むようにしてください。やむを得ない理由で、保育園で服用する場合は、P.8を参考に「与薬依頼書」に記載し、薬を添付し事務所にお持ちください。座薬の挿入は思わぬ危険が伴いますので保育園では行いません。
7. アレルギー・ひきつけ・関節が外れやすい・薬品に弱いなど、保育をする上で注意しなければならないことは、必ずお知らせください。



【感染症の登園のめやす】

※主治医の診断を受けてから登園してください

	病名	潜伏期間	感染可能期間	主な症状	登園基準
1	麻疹 (はしか)	8～12日 (7～18日)	発疹出現前1～2前から発疹後4日間	上気道のカタル、発熱 粘膜疹コップリック斑	発疹に伴う熱が下がった後、3日を経過し元気が良いとき
2	風疹 (三日はしか)	16～18日 (14～23日)	発疹出現前7日から出現後7日間	発疹、発熱 リンパ節腫脹	発疹が消失したとき
3	水痘 (水ぼうそう)	14～16日 (10～21)	水疱発現前1、2日～かさぶた形成まで	軽熱、被覆部に発疹、 斑点丘疹状→水疱→ 顆粒状果皮	すべての発疹がかさぶたになったとき
4	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16～18日 (12～25日)	明らかな症状を示す 7日前からその後9日続く	発熱、耳下腺、舌下腺、 顎下腺の腫脹及び圧痛	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから5日を経過し、全身状態が良好
5	インフルエンザ	1～4日 (平均2日)	症状がある期間 発症前24時間から発症後3日が最も強い	発熱、全身倦怠、筋肉痛、 鼻カタル、咽頭炎、咳	発症後5日間を経過し、且つ解熱した後3日を経過し元気がよいとき
6	咽頭結膜熱 (プール熱)	2～14日	咽頭から2週間 糞便から数週間	発熱、咽頭炎と結膜炎の 合併症、頭痛、食欲不振	解熱し、主要症状がなくなった後、2日を経過するまで
7	百日咳	7～10日 (5～12日)	咳が出現してから 2週間以内が最も強い	感冒様症状から特有な 咳発作になる	特有の咳が消失したとき
8	流行性角結膜炎 (はやり目)	2～14日	発症後2週間	流涙、結膜充血、眼脂 目やに 耳前リンパ節 の腫脹と圧痛	医師において感染の恐れがないと認められるまで
9	急性出血性結膜炎	1～3日	ウイルス排出は呼吸器 から1～2週間、便からは 数週間から数か月	急性結膜炎で結膜出血	医師において感染の恐れがないと認められるまで
10	溶連菌感染症	2～5日	抗菌薬内服後、24時間 が経過するまで	発熱、咽頭痛、扁桃腺炎、 莓舌、頸部リンパ節炎、 全身に発疹	抗菌薬内服後24時間～48時間経過していること。ただし治療の継続は必要
11	感染性胃腸炎 (ロタウイルス感染症・ ノロウイルス感染症)	ロタウイルス1～3日 ノロウイルス 12～48時間後	症状のある時期	嘔気/嘔吐、下痢 乳幼児は黄色より白色 調が多い	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普通の食事ができること
12	RSウイルス感染症	4～6日 (2～8日)	3～8日 (乳児では3～4週)	発熱、鼻汁、呼吸困難	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態がよいこと
13	マイコプラズマ肺炎	2～3週間 (1～4週間)	臨床症状発現時が ピークでその後 4～6週間	咳、発熱、頭痛から、 咳が激しくなる	発熱や激しい咳が治まっていること
14	手足口病	3～6日	唾液へのウイルス1週間 糞便へのウイルス 数週間	手足口に水泡性の発疹 口内炎がひどくて食事が とれないことがある	解熱後1日以上経過し、普段の食事がとれること
15	ヘルパンギーナ	3～6日	唾液へのウイルス1週間 糞便へのウイルス 数週間	高熱、咽頭痛、咽頭に水疱 疹や潰瘍形成 咽頭痛がひどくて食事、飲 水できないことがある	解熱後1日以上経過し、食事も十分できて元気になったとき
16	伝染性紅斑 (リンゴ病)	4～14日 (～21日)	風邪症状発現から顔に 発疹が出現するまで	顔面赤斑とくに頬部の 赤斑性発疹	発疹が出現した頃には感染力は消滅しているので、全身状態が良いこと
17	単純ヘルペス感染症	2日～2週間	水泡が出来ている間	歯肉口内炎 口周囲の水疱	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること
18	突発性発疹	10日	感染力は弱いですが、発熱中は感染力がある	高熱、3日後に全身発疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと
19	伝染性膿痂疹 (とびひ)	2～10日 長期の場合もある	効果的治療開始後 24時間	湿疹や虫刺され痕を かいた部に、びらん、 水泡病変を形成	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が覆うことができる程度のものであること
20	アタマジラミ	10～14日 成虫まで2週間	産卵から孵化まで	小児では多くが無症状 であるが、かゆみを訴える ことがある	駆除を開始していること
21	伝染性軟属腫 (水いぼ)	2～7週間 (時に6か月まで)	不明	直径1～3mmの半球状 のいぼが四肢、体幹等に で数個～数十個できる	かいた傷から滲出液が出ている時は、覆うこと

『保育所における感染症対策ガイドライン』参照

【 清 潔 】

1. 身体は常に清潔を心がけ、つめ切り、洗髪もこまめにしましょう。
2. 衣類は洗濯し、持ち物を含め常に清潔なものを身につけましょう。



【 保育園にやむを得ず薬を持参する場合のお知らせ 】

お子さんの薬は、本来は保護者の方が登園して与えて頂くのですが、緊急やむを得ない理由で保護者の方が来られない時は、保護者の方と園で話し合いの上、担当者が保護者の方にかわって与えるようにします。この場合は万全を期するため、下記のことを厳守して頂きます。

1. 診察を受ける時は、お子さんが現在保育園に在籍していることと、保育園ではやむを得ない場合のみの投与をしていることを必ず伝えてください。
2. 薬はお子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。

保護者の判断で持参した薬（市販の薬等）は、保育園としては対応できません。

3. 座薬の使用は原則として行いません。
4. 持参する薬について

☆医師が処方した薬には、必ず「与薬依頼書」を添付してください。

☆使用する薬は1回ずつに分けて、当日分のみ用意してください。

☆薬の袋や容器にはお子さんの名前を記入してください。

5. 「与薬依頼書」は、事務室で記入していただきます。



年 月 日

与 薬 依 頼 書 《見本》

クラス名 _____ 組 _____ 園児名 _____
 保護者名 _____
 電話番号 _____

医師の診察を受けたところ、下記のとおり指示がありましたので、保育園での与薬をお願いいたします。

病 名	
病 院 名	
処方月日または与薬期間	
	令和 年 月 日 ~ 月 日
薬の種類	粉()包・水薬・錠剤・塗り薬・座薬・目薬・その他()
薬の内容	抗生物質・解熱剤・咳止め・下痢止め・その他()
薬の保管	常温 ・ 冷蔵庫 ・ その他()
与薬時間	食前・食後・その他()
飲ませ方	水に溶かして・粉のまま・その他()

月日	/	/	/	/	/	/
投与時間	:	:	:	:	:	:
投与者						
/	/	/	/	/	/	/
:	:	:	:	:	:	:

【 保育園の食事 】

保育園では、園の調理室で作る完全給食です。食事は空腹を満たすだけでなく、ぬくもりのある食事を楽しく食べることで、食を通して『豊かな人間性を育み、生きる力を身につける』ために大切な場面ととらえています。

また、保育園の献立は、豊橋市で乳幼児の栄養所要量などを考慮して作成されており、調理員が心を込めて作っています。

	乳 児(0・1・2歳児)	幼 児(3・4・5歳児)
主 食	パン・米・麺	パン・米・麺
副 食	幼児食とほとんど同じですが年齢に配慮した調理をしています。	主菜・副菜・汁物・果物
お や つ	午前10時ごろ 牛乳・果物・菓子 午後3時ごろ 幼児と同様のもの	午後3時ごろ 牛乳・手作りおやつ 菓子・果物

- ※ 0歳児の献立は離乳初期・中期・後期と区分しています。
- ※ 季節の行事にあわせ、食事を楽しく摂ることができるよう計画しています。
- ※ 食物アレルギー対応は、医師の治療や指導を受けていて、家庭でも実践されているお子さんに限ります。「医師の指示書」を年度始めに提出していただきます。園でも一人一人の体質を考慮しながらできる限り除去食・代替食の対応をしています。必要な方は、ご相談ください。
アレルギー改善の方向に、保護者の方のご理解も必要となりますのでお願いします。

【 保育料・諸経費引き落とし 】

- ◎ 保育料（年少以上は無償）は毎月指定の口座から引き落としされます。
 - ・保育料は、住民税で算定されます。保育料の切り替え時期は、9月です。
 - ・保育標準時間利用と保育短時間利用とでは保育料が違います。
 詳しくは、豊橋市ホームページをご覧ください。
- ◎ 毎月決まった諸経費として、主食代・副食費（3歳児以上対象児）・月刊誌絵本代（2歳児以上、年齢ごと異なります）は、毎月10日に指定口座(JA 豊橋農協 大津支店)から引き落とされます。（※3歳児未満児は主食・副食とも保育料の中に含まれています。）
また、父母の会費（全園児対象）1,000円ずつ年に3回諸経費に含め引き落としさせていただきます。
手数料55円は都度保護者負担です。毎月引き落とし日の2営業日前には、口座残高の確認を必ずお願いします。
- ◎ その他、必要な経費については、事前にお知らせして引き落とし、もしくは都度集金袋をお渡しします。その場合、集金袋配布後3日以内に、釣銭のいらぬようにして、保護者の方が直接事務室までご持参ください。
- ◎ 保育園を3日以上連続して欠席することを2週間前までに申し出された場合は、副食費主食費の調整をします。直前の欠席連絡の場合は、給食発注済みですので費用の調整はできません。また、土曜保育を申し込まれた場合、1日につき200円別途徴収します。（3歳児以上対象）

【 独立行政法人 日本スポーツ振興センター 】


園児が登園後、保育中に怪我をした場合に医療費相当額が給付される制度で、医療費の一部相当額が支給されます。市内の保育園では、原則としてどの保育園でも加入しています。共済掛金は保育園と保護者双方の負担となります。5月に、園児一人につき210円を集金させていただきます。

※ 5月以降の途中入園については、入園月にお支払いいただきます。

【 全国社会福祉協議会 保育所の損害補償 】

保育所における園児の事故や損害賠償責任を補償する保険に保育園が加入しています。

【 おもな年間行事予定 】 ※ は保護者参加の行事です。

月	おもな行事	健康面
4	入園式・(父母の会総会) 乳児・年少児午睡始め こどもの日を祝う会	
5	防犯教育講座 春の園外保育 年中児、年長児午睡始め	健康診断
6	保育参観 個人懇談(幼児組) 章南校区保小中合同引き取り訓練	歯科検診
7	プール開き 七夕まつり会 交通安全巡回教室 夏まつりごっこ	
8	年長午睡終了 プール納め	
9	防災訓練 年中・年少午睡終了	尿検査
10	運動会 お月見会 お祭りごっこ 就学時健康診断(年長) 芋掘り 秋の園外保育	健康診断
11	七五三参詣 世代間交流 勤労感謝の集い	
12	生活発表会 こども未来館ここにこ体験(年長) クリスマス会	
1	おめでとう会 世代間交流(凧揚げ)	
2	豆まき会 保育参観・(父母の会総会) 個人懇談(希望者)	
3	ひなまつり会 なかよし遠足 卒園奉告祭 お別れ会 入園説明会 卒園式	
毎月・・・身体測定 避難訓練 交通訓練 誕生会 食育デー 通年・・・絵本貸し出し 運動教室(年10回)		

【デイリープログラム】(保育園の一日の流れ)

0・1・2歳児 (乳児)		保育内容や保育士の援助	3歳以上児 (幼児)	
時間	プログラム		時間	プログラム
7:30～ 8:00～	登園 遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・元気に登園し、朝の挨拶を交わす。 ・保育士の愛情豊かな関わりにより気持ちの良い生活ができるようにする。 ・いろいろな遊びを楽しむ。(戸外・室内) ・保育士と一緒に遊びを楽しむ中で、子どものつぶやきやしぐさに共感したり、語りかけながらやさしく対応していく。 ・望ましい生活の仕方や態度が身につくように配慮する。 ・各年齢でいろいろな遊びを楽しむ。(戸外・室内) ・様々な遊びを体験していく中で遊びの連続性を大切にする。 	7:30～ 8:00～	登園 遊び
9:00～ 10:00～	おやつ 遊び		9:00～ 10:00～	遊び
11:50～ 13:00～	給食 午睡		<ul style="list-style-type: none"> ・楽しい雰囲気の中で友達と一緒に食事をしたり、様々な食べ物を食べる楽しさを味わう。 ・食を通して豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていく。 ・子どもの発達に応じて、活動のバランスを図りながら適切な休息がとれるようにする。 ・いろいろな遊びを楽しむ。(戸外・室内) 	12:00～ 13:00～
14:30～	おやつ	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達の好きな手作りおやつなどを楽しい雰囲気の中で食べる。 	14:30～	おやつ
15:30～	保育短時間 降園	<ul style="list-style-type: none"> ・迎えの際(保護者確認)は、子ども達の今日の様子などを伝える。 ・友達や保育士に「さようなら」の挨拶をし、降園する。 	15:30～	保育短時間 降園
16:00～ ～18:30	保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児と幼児に分かれ、年齢に応じた遊びを保育士と一緒に楽しむ。 ・異年齢の友達とのかかわりの中で親しみや思いやりの気持ちがもてるようにする。 ・延長保育では家庭的雰囲気の中で過ごし、迎えを待つ。 	16:00～ ～18:30	保育標準時間



【 保育の実施状況 】

《乳児保育》

乳児保育（0歳児保育）は、概ね8か月から保育します。

《特別支援保育事業》

心身の順調な成長を願い、さまざまな個性を持つ子どもたちが集団生活の中で社会生活に必要な基礎を養う保育を目指します。また、医療機関や相談機関などとの連携を図っています。

《子育て支援事業》

子育て支援サークル“園庭開放”は、毎週水曜日午前10時から11時30分まで未入園のお子さんご家族の方が一緒に遊び、子育ての情報交換の場として利用していただきます。また、子育てのお悩みや、入園についてもご相談ください。お気軽にどうぞ・・・。

『園庭開放』（毎週水曜日 午前10時から午前11時30分雨天中止）

園庭で遊具を使ったり、親子で自由に遊べます。

《運動教室》

年長・年中児を対象に年10回の予定で行っています。



《英語教室》

年長を中心に年9回の予定で行います。

《世代間交流事業》

杉山八幡社、杉山校区老人会、校区の方々のご協力のもと、保育の中で交流を大切にしています。

《一時預かり事業（余裕活用型一時保育）》

未就園のお子さんで、保護者の方の就労形態や私事のため、一時的に家庭での保育が困難となった場合などに保育を利用できる場合があります。ご利用については保育園事務室まで、お問い合わせください。



【 台風時に関する取り扱い 】

1. 園児が登園前（在宅中）に、東三河南部（豊橋市）に『暴風警報』が発令されている場合
 - （1）午前6時までに警報が解除された場合＝平常どおりの保育をします。
 - （2）午前9時までに警報が解除された場合＝警報解除後1時間より保育をします。
 - （3）午前9時以降に警報が解除された場合＝保育園の安全性などの状況を判断して保育の実施を決定します。
2. 園児が登園後に、東三河南部（豊橋市）に『暴風警報』が発令された場合
 - （1）保護者の方は速やかにお迎えをお願いします。
 - （2）保護者に連絡が取れない場合、または、やむを得ず迎えに来ることができない場合、保護者の方が迎えに来られるまで保育園内で保育します。
3. 東三河南部（豊橋市）に、『大雨警報』・『洪水警報』が発令されていた場合
 - （1）各地域により状況が異なりますので、実情に応じて保育します。

特別警報が発表された場合

1. 登園前に「暴風」・「大雨」・「波浪」・「高潮」・「暴風雪」・「大雪」等の特別警報が発表された場合
 - （1）登園させないでください。
 - （2）特別警戒解除後も災害の状況及び気象・交通機関・道路の状況等に係る情報収集に努め、園児を安全に登園させようと判断できるまでは登園させないでください。
2. 登園後「暴風」・「大雨」・「波浪」・「高潮」・「暴風雪」・「大雪」等の特別警報が発表された場合
 - （1）ただちに、災害の状況及び気象・交通機関・道路の状況に係る情報収集並びに園児の生命及び安全を確保する最善の対応（保育園留め置き、外部避難所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。
 - （2）園児を園内に留め置いた場合は、特別警戒解除後も災害の状況及び気象・交通機関・道路の状況などに係る情報収集に努め、園児を安全に保護者に引き渡せると判断できるまで引き渡しを行いません。

※園の安全性や、保育の実施などについては、いずれの場合も「きずなネット」でお知らせします。

※第一避難場所は安全を確認し、保育園内、第二避難場所は状況に応じ、杉山小学校・杉山市民館と協議をし、速やかに連絡をします。
園児の引き渡しカードを基に速やかなお迎えをお願いします。

【 地震時の保育について 】

「南海トラフ地震臨時情報」「南海トラフ地震関連解説情報」が発表された場合

1. 園児が登園前（在宅中）に発表された場合は、当日以降の保育の実施または行事を中止します。
2. 園児が登園後に発表された場合は、保育の実施または行事を直ちに中止しますので、保護者の方は速やかにお迎えをお願いいたします。

※ 上記のいずれにおいても、保育園は、安全確認がされるまでの間は休園といたします。

※ 特別警報（津波及び地震）においても同様の対応をいたします。

【 臨時休園基準について 】

※別紙参照（豊橋市ホームページより）



豊橋市保育所等の災害時における臨時休園基準

令和6年11月～ 豊橋市ホームページ掲載

1. 目的

台風、集中豪雨、地震等の災害や南海トラフ地震臨時情報の発表により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合（以下「災害時」という。）に、園児、保護者、職員等の安全を守るため、豊橋市内の保育施設における臨時休園の対応について基準を定めるもの。

発令のタイミング 警戒レベル(避難情報)	開園前	開園後
警戒レベル5 (緊急安全確保)	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園
警戒レベル4 (避難指示)	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園
警戒レベル3 (高齢者等避難)	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園
警戒レベル2	開園	開園
警戒レベル1	開園	開園

2. 対象

豊橋市内の保育所、認定こども園（以下「保育所」という。）

3. 臨時休園の基準

災害時における臨時休園の基準について、下記のとおり定める。

(1) 風水害についての基準

(ア) 警戒レベルに応じた基準

※上記基準は、警戒レベルが発令された地域に位置する保育所に適用する。

※警戒レベル3以上は、豊橋市が発令する避難情報（気象庁等が発表する防災気象情報（警戒レベル相当）とは異なる。）に基づくものによる。

（豊橋市が発令する避難情報は豊橋ホームページのトップページ、豊橋ほっとメール、防災アプリ「Hazardon」、防災ラジオなどで確認可能。）

※上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。

※保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

(イ) 警戒に応じた基準

発令のタイミング 警戒の種類		開園前	開園後
気象 警報	特別警報	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園
	暴風(雪)警報	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園
	その他の警報 (大雨・洪水・大雪・波浪・高潮)	開園	開園

※上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。

※保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

※その他の警報（大雨警報等）については、状況に応じて保護者に対しお迎えを依頼する場合もある。

発令のタイミング 警報の種類	開園前	開園後
震度 5 弱以上	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園
震度 4 以下	開園	開園

※名古屋地方気象台が、大雨災害の可能性について予測した場合には、前日までに臨時休園を決定することがある。

(2) 地震についての基準

(ア) 地震発生時における基準

※上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。

※保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

(イ) 警報に応じた基準

発令のタイミング 警報の種類	開園前	開園後
大津波警報・津波警報	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園

※大津波警報・津波警報は、事前避難対象地域又は津波浸水想定区域に位置する保育所等に

情報の種類	情報の発表条件	対応
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらないと評価した場合	開園
調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した場合や調査を継続している場合	後発地震の発生に備え、適切な措置を行いつつ、通常通り開園
巨大地震注意	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合、又は、プレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測された場合	
巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合	

適用することとし、開園後に発表された場合は、直ちに津波避難ビル等へ避難することとする。

※上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。

※保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報に応じた基準

※南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震の発生に備え、園児の保護方法や保護者の緊急連絡先の再確認など適切な措置を行う。

※規模の縮小とは、希望保育の実施や開園時間の短縮などを想定。

(3) その他

・各基準に基づく対応が、開園と臨時休園で異なる場合は、臨時休園とする。

例) 開園前状況: 警戒レベル 2 (開園) かつ、気象警報暴風(雪) 警報 (臨時休園)

⇒ 気象警報暴風(雪) 警報の基準を優先し臨時休園とする。

(4) 開園後の臨時休園について

- ・保護者に対して速やかなお迎えを依頼し、全ての園児の引き渡し後に臨時休園とする。
- ・道路状況などにより保護者のお迎えが危険な場合は、安全な状況になってからの引き渡しとする。
- ・保護者に園児を引き渡すまでの間は、園内の最も安全な場所で保育を行うこととするが、園内での保育が危険な場合は、避難所等の安全な場所に移動し保育を行うこととする。

4. 保育所等の再開の基準・対応

避難情報等が解除された場合、保育所等は速やかに次の事項を確認し、安全等が確保でき受け入れ準備が整い次第、施設を再開する。

ただし、警報解除の時間や被害状況などにより、全市的な休園継続の可能性がある場合は、市が原則的な対応を判断することとする。

なお、給食の提供については、各園の判断によることとする。

(1) 再開に当たり、確認すべき事項

- ・施設や施設周辺の被害状況
- ・ライフラインの被害状況（電気、水道、ガス、交通等）
- ・給食の提供体制
- ・職員の勤務体制

5. 臨時休園時及び再開時の連絡方法等

(1) 臨時休園時

【市⇨保育所等】

- ・市は、臨時休園に該当する状況が発生した場合や、状況に応じた総合的判断により臨時休園を決定した場合、保育所等へメールで連絡する。
- ・市は、臨時休園中の保育所等の状況を確認するなど必要に応じて、保育所等に児童福祉施設災害時情報共有システムなどにより情報報告を求めることがある。
- ・保育所等は、市から状況報告を求められた場合、速やかに市へ連絡する。

【保育所等⇨保護者】

- ・保育所等は、臨時休園に該当する状況が発生した場合や、状況に応じた総合的判断により臨時休園が決定された場合、速やかに保護者へ連絡する。
- ・保育所等は、必要に応じて、施設の入り口に臨時休園とする旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

(2) 再開時

【市⇨保育所等】

- ・市は、避難情報等が解除された場合、保育所等にメールで連絡する。
- ・保育所は、避難情報等が解除された場合、速やかに「4.(1)再開に当たり、確認すべき事項」を確認し、安全が確保でき受け入れ準備が整い次第、施設を再開する。
- ・保育所等は、安全に保育できる状況が確保できず施設を再開できない場合、速やかに市へ報告する。

【保育所等⇨保護者】

- ・保育所等は、施設の再開が可能になった場合、再開時間等について保護者へ連絡する。



【 個人情報の方針等について 】

園児及び保護者の皆さんの個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守し、その保護に努めます。

① 個人情報の取得と利用

個人情報の取得にあたり、利用目的及び利用方法をあらかじめ通知・公表し利用目的にしたがって情報の収集・利用・提供を行います。

② 個人情報の第三者提供

法令に定められている場合や、業務の委託先に提供する場合等のほか、本人ないし保護者の方の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

③ 個人情報の管理

個人情報の紛失、漏洩、消失、毀損などがないように、十分安全に管理を行います。

また、業務委託先に対しても、管理監督を行います。

④ 個人情報の開示等

個人情報について本人ないし保護者の方から問い合わせ、開示、訂正、削除、利用停止等の申し出があった場合には、適切に対応します。

⑤ 個人情報の取り扱いに関する苦情への対応

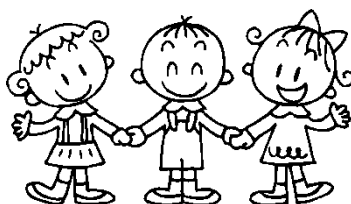
個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、速やかに対応します。

⑥ 組織及び体制

個人情報を保護するための管理者を設置し、個人情報の適切な管理を行うとともに、職員に対して必要な研修を行います。

個人情報保護に対する基本方針に従って、保護者より口頭もしくは文書によって提供を受けた個人情報、日々保育業務を通して得た個人情報を、保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

□ホームページ運用にあたり写真を載せるための調査を、4月始めに全園児対象で手紙を配布し、保護者の意向を確認させていただきます。



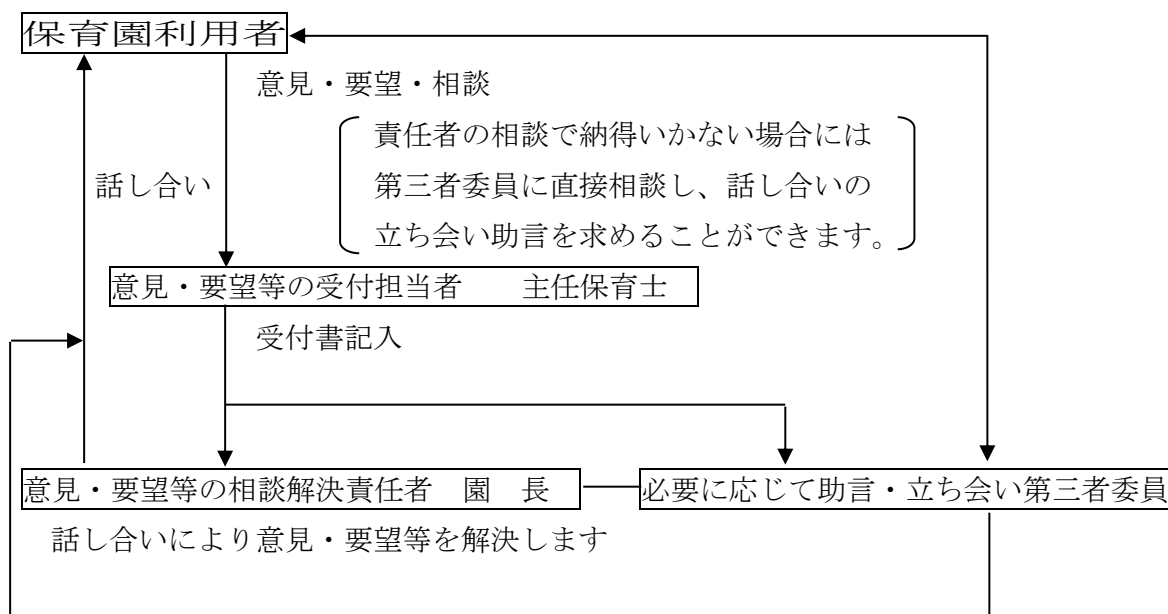
【 苦情解決について 】

広く皆様の英知を結集して、保育園の健全な発展を図るために園内に『苦情処理委員会』を設置し、日常の保育活動等に関わる苦情に、適宜適切な対処ができるように配慮してまいります。専用の用紙とポストが1階中央玄関にありますので、ご利用ください。

苦情処理受付責任者 主任保育士
 苦情解決処理責任者 園 長 ・ 第三者委員

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

社会福祉法人 豊橋みなみ福祉会
 杉山保育園



◎相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者より報告いたします。

〔第三者委員〕

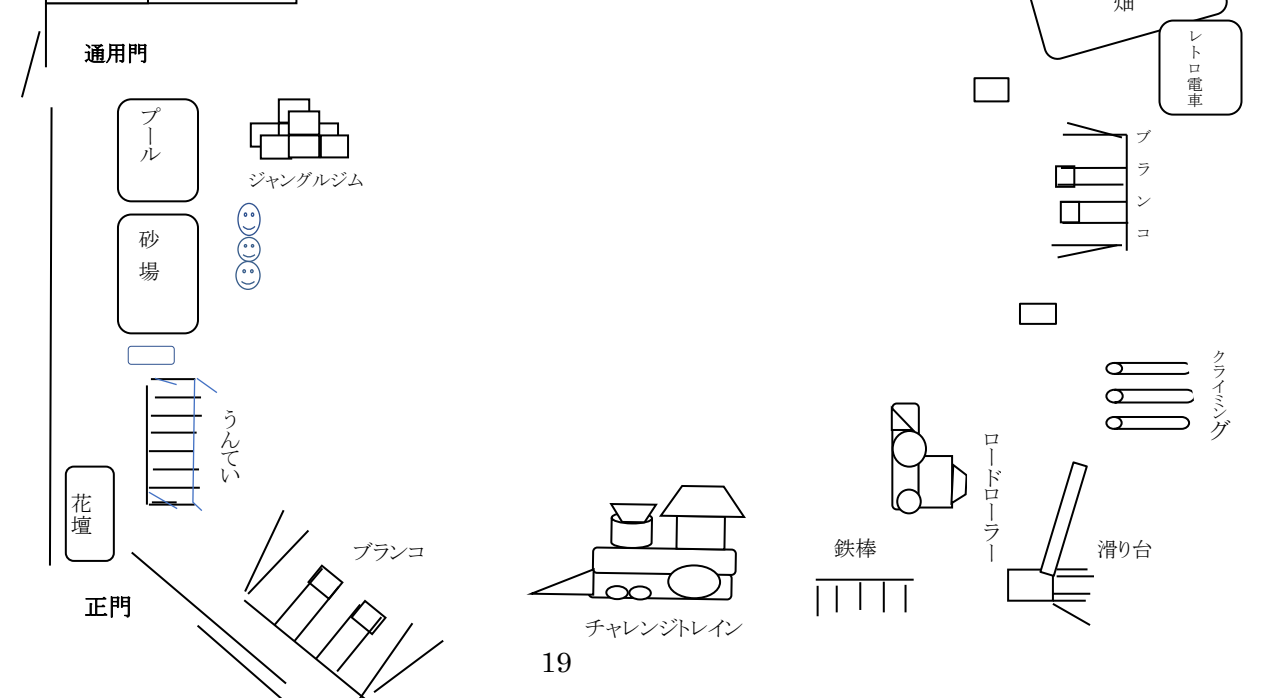
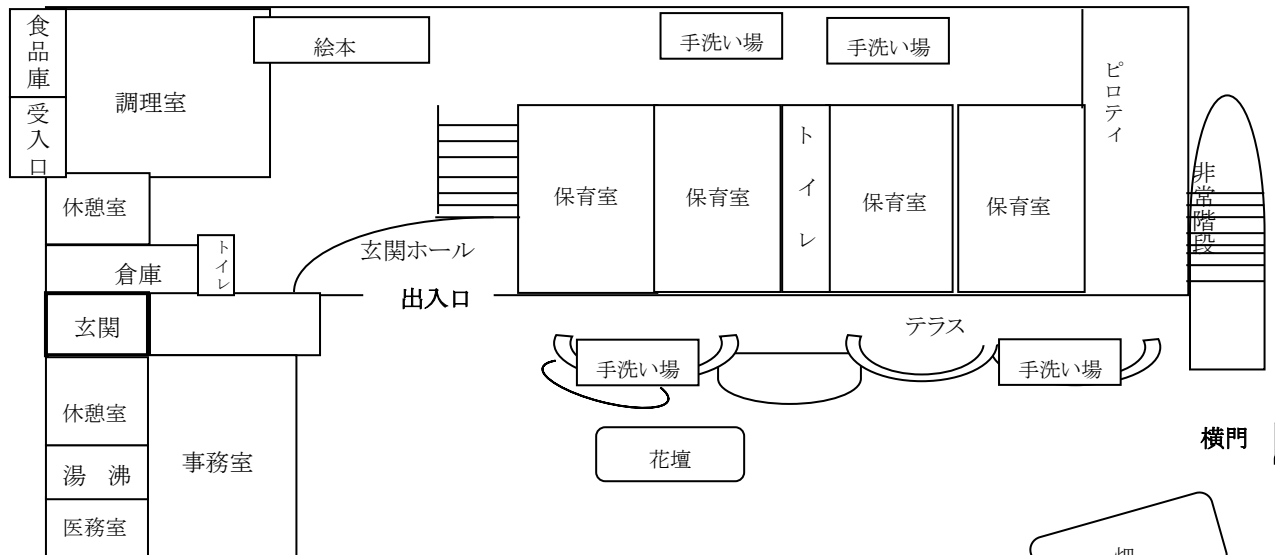
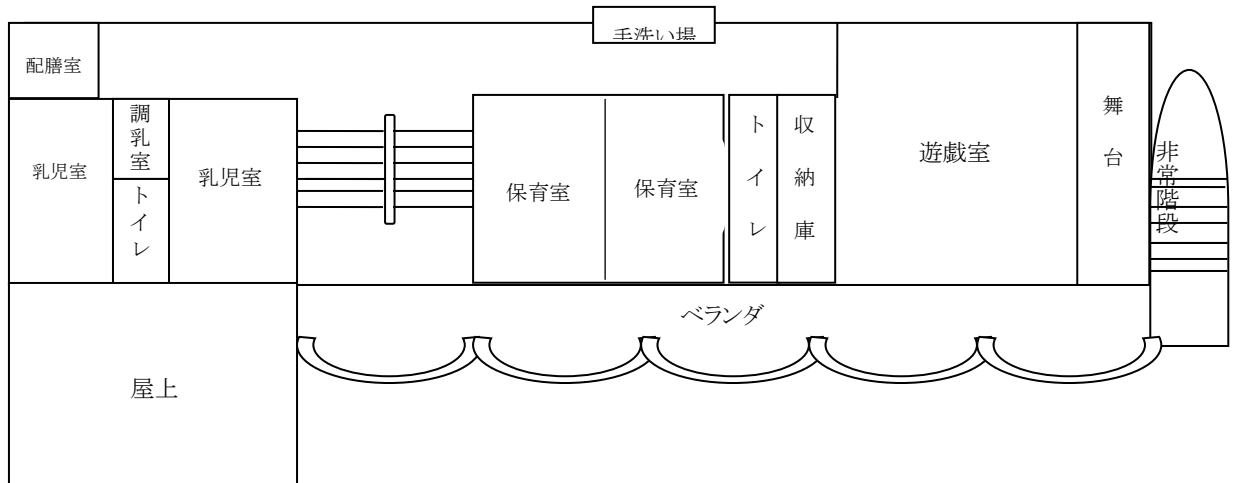
住 所 豊橋市杉山町字新市場 73
 電話番号 23-0888
 氏 名 坂口 昌孝



〔第三者委員〕

住 所 豊橋市杉山町知原 12-1476
 電話番号 090-2571-5711
 氏 名 大林 俊介

【園舎見取り図】



【 保育園の概要 】

開設年月	昭和26年1月10日
敷地面積	3,848㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建 延891.62㎡
設置主体名称	社会福祉法人 豊橋みなみ福祉会
経営主体名称	社会福祉法人 豊橋みなみ福祉会 杉山保育園

【 杉山保育園沿革 】

昭和26年杉山村立として認可を受け、杉山中学校の一部を借りて開園した。園舎は杉山八幡社の社務所と一緒に建設し、同年4月に完成した。

その後、市に合併したが、昭和44年には杉山校区の海面下土地の補償金で、八幡社横の山林を造成して保育園園舎を新築した。そして、昭和46年には社会福祉法人杉山保育園となった。

平成2年には、園舎が鉄筋コンクリート2階建てに改築された。平成9年には、法人合併し、社会福祉法人 豊橋みなみ福祉会 杉山保育園となり、現在に至っている。

(豊橋市制施行 100周年記念
校区のあゆみより)



【 杉山保育園 園歌 】

みんなのすぎやまほいくえん

作詞 平成22年度父母の会

作曲 妃月 洋子

- みどりがいっぱいすぎやまの
あかいおやねのほいくえん
たのしいことがたくさんで
まいにちわくわくどきどきさ
あかるいうたごえひびいてる
きょうもげんきにあそびます
みんなだいすき せんせいだいすき
たのしいすぎやまほいくえん
- はるはさくらのなみきみち
なつはまいにちみずあそび
あきはおちばのさんぽみち
ふゆはさむさもへっちゃらさ
きせつをかんじてたのしんで
いちねんじゅうゆめいっぱい
みんなだいすき せんせいだいすき
たのしいすぎやまほいくえん

